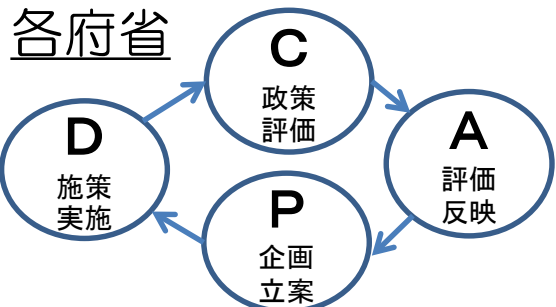


# 「平成31年度行政評価等プログラム」のポイント

## 行政評価局の役割

各府省



### ● 行政評価局調査の実施

(各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、改善方策を関係大臣に勧告)

### ● 各府省の政策評価の推進

(政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検)

### ● 国民から直接、行政相談を受付

(国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等にあっせん・通知)

## 「行政評価等プログラム」とは・・・

⇒ 各府省の政策や業務の実施状況に係る**調査のテーマを始め**、行政評価局の3機能である①行政評価局調査、②政策評価の推進、③行政相談について**当面の業務運営方針**を定めるもの

## 行政評価局調査

- 31年度は、**5本の調査を早期に着手**。その他6本の調査を含め、**計11本の調査の実施を予定**。また、**内閣官房等の関係機関と連携した調査を実施**。必要に応じて、問題意識を絞った**コンパクト調査**や緊急の事案等を契機とした**臨時調査**を実施
- 調査テーマについては、行政を取り巻く環境の変化が激しいこと等を踏まえ、年度途中においても必要に応じて見直し
- 調査の実施の検討に資するよう、全国ネットワークを活用した行政上の課題等の収集・整理・分析を実施。また、勧告の実施状況に関するフォローアップを実施

## 政策評価の推進

- **証拠に基づく政策立案 (EBPM※)**を推進するため、各府省に政策効果について客観的なデータ等を用いた評価などを求めるほか、**関係府省・学識経験者との政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施**

※EBPM: Evidence-Based Policy Making

## 行政相談

- **行政相談委員 (民間有識者)**との協働の推進、相談窓口における多言語対応の強化、災害時における特別行政相談活動の実施
- 海外の苦情処理機関との知見の共有による**国際協力の推進**

(早期に着手するもの)

## 【平成31年度】

### ○産学官連携による地域活性化

地域の産学官連携の促進により、当該地域を活性化する観点から、連携に至る経緯やその態様・成果を調査し、大学等の技術シーズと地域社会・企業のニーズとのマッチング、開発成果の商品化・事業化・地域展開、これらの過程を通じた連携のコーディネート等の実態について情報を収集・整理

(調査事項: 地域活性化の取組事例、大学等の技術シーズと地域社会・企業のニーズとのマッチングを図る取組の状況、地域における産学官連携のコーディネートの状況等)

### ○地域住民の生活に身近な事業の承継等

地域における事業承継等の実態や事業承継等に伴う許認可等の事務手続の状況を調査し、事業者の負担軽減の観点から、承継等の手続の簡素化に向けた課題、地域における事業の存続に向けた課題等を整理

(調査事項: 地域における事業承継等の実態、許認可等の事務手続の状況等)

### ○地域公共交通の確保

地方公共団体における地域公共交通の再編状況やデマンドタクシー等の地域の特性に応じた交通サービスの導入状況、地域住民や交通事業者との連携状況といった地域住民の移動手段を確保するための取組の実態を明らかにする

(調査事項: 地域公共交通の確保に向けた取組状況、関係者間の連携状況等)

### ○農道・林道の維持管理

適切なインフラマネジメントの実現やメンテナンスサイクルの確立を図る観点から、農道・林道の整備・維持管理等の実態を把握し、課題を整理

(調査事項: 農道・林道の整備状況、老朽化等の現状、維持管理等の実施状況等)

### ◎死因究明等の推進

死因究明等の推進に関する法律に基づく死因究明等推進計画の策定(平成26年)から約5年が経過することを踏まえ、死因究明等に係る各府省の取組が総合的に推進されているか等の観点から、各種施策を総合的に評価

(調査事項: 死因究明等の推進に関する施策・事業の実施状況、効果の発現状況等)

(左記以外のもの)

○伝統工芸の地域資源としての活用

○廃校施設の有効活用等

○漁業・漁村地域の活性化

◎外来種対策の推進

○要保護児童の社会的養護

○土壌汚染対策

## 【平成32年度以降】

○火山防災対策

○地域防災対策  
(中小河川対策)

○災害廃棄物対策

○マンション管理

○高齢者の居住の安定

○子育て支援  
(産後ケア)

○子育て支援  
(企業主導型保育)

○スマート農業

○海洋汚染対策

◎地理空間情報

- ・ 現下の重要課題の解決に資するため、関係機関と連携して調査を実施することとし、当面、マイナンバーカードの普及、引っ越し等に伴う手続のワンストップ化及び地方分権改革に伴う制度の見直し等について調査を実施
- ・ 必要に応じて、特定課題に重点化した調査(コンパクト調査)や政府として早急に対応すべき課題について機動的な調査(臨時調査)を実施

(注) 「◎」は「総務省が行う政策の評価」を、「○」は「行政評価・監視」を示すものとする。